

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目28番11号

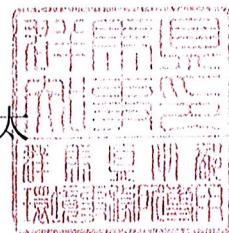
氏名 マイルド産業株式会社

代表取締役 緒慶正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和6年 8月16日

許可の有効期限

令和11年 8月15日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃石綿等、⑤特）汚泥、⑥特）廃油、⑦特）廃酸、⑧特）廃アルカリ、⑨特）鉱さい、⑩特）ばいじん（以上10種類）

※⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

令和元年 8月16日 新規許可

令和6年 8月16日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「○」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉛さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		○	○	○	○	-
カドミウム又はその化合物	-	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	-	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	-	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	-	○		○	○	○	-	-
ジン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シメ-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1, 3-ジクロロプロパン		○	○	○	○			
カラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
オベンゼンカルボン		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	○	○	-
1, 4-ジオキサン		○	○	○	○		-	
グリオキシン類	-	-		-	-		-	-